横浜市情報公開·個人情報保護審査会答申 (答申第2990号)

令和5年4月24日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 藤 原 靜 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

令和2年6月29日教東指第135号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「バスケットボール部員の作文(特定人数分)」の個人情報非開示決定並びに「特定中学校対応記録」、「いじめ認否表」、「聞き取り記録」及び「令和元年度 いじめ認知報告書」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が「バスケットボール部員の作文(特定人数分)」の保有個人情報を非開示とした決定は、妥当である。また、「特定中学校対応記録」、「いじめ認否表」、「聞き取り記録」及び「令和元年度 いじめ認知報告書」の保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表4に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

#### 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会(以下「実施機関」という。)が令和2年1月21日付で行った「バスケットボール部員の作文(特定人数分)」(以下「個人情報1」という。)の個人情報非開示決定並びに「特定中学校対応記録」(以下「個人情報2」という。)、「いじめ認否表」(以下「個人情報3」という。)、「聞き取り記録」(以下「個人情報4」という。)及び「令和元年度 いじめ認知報告書」(以下「個人情報5」という。個人情報1から個人情報5までを総称して、以下「本件保有個人情報」という。)の個人情報一部開示決定(これらの処分を総称して、以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

なお、本件に係る本人開示請求及び本件審査請求は、審査請求人の母親が法定代理 人として行っている。

## 3 実施機関の処分理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。)第22条第3号及び第7号に該当するため全部又は一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

## (1) 旧条例第22条第3号の該当性について

#### ア 個人情報1について

作文は、その内容から、開示することにより本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものである。また、作文は、他の者に公にされないことを前提として書かれており、作文には作成者である部員の心情が記載されている。これを開示すると作成者である部員の精神的に大きな負担となり、仮に本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができないとしても、作成者である部員

の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当し非開示とした。

## イ 個人情報2から個人情報5までについて

個人情報2から個人情報5までのうち本人開示請求者以外の個人の氏名、続柄、発言内容、行動及び関係者への聞き取り内容並びに個人を推測できる記載は、個人に関する情報であって、開示することで本人開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報又は特定の個人を識別できないとしても、開示することにより、本人開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当し、非開示とした。

さらにこれらの情報は、横浜市立特定中学校(以下「特定中学校」という。)のバスケットボール部における審査請求人が被害者となったいじめ事案(以下「本件いじめ事案」という。)の実態を把握し、今後の指導を遂行するために、面談等を実施して被害生徒、加害生徒、その他の関係生徒及びその保護者から聞き取った内容及び学校の対応等を記録した文書であり、聞き取り調査に応じた者の言動や認識、内心等が具体的に記載されている。この調査は、他の者に公にされることのないよう十分配慮した上で行われており、対象者は他の者に公にされないことを前提として応じている。内容が開示されると、応じた者の精神的負担になるおそれがあり、開示することにより本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当し、非開示とした。

#### (2) 旧条例第22条第7号の該当性について

#### ア 個人情報1について

作文は、本件いじめ事案に関して各部員の心情を把握するために、バスケットボール部顧問が書かせたものであり、開示されることにより今後同様な事案において部員が発言を差し控えて心情把握ができなくなったり、部員との信頼関係が損なわれ、今後の適正な学校生活支援に支障を及ぼすおそれがあるため、本号柱書に該当し、非開示とした。

#### イ 個人情報2から個人情報5までについて

個人情報2、個人情報3及び個人情報4のうち本人開示請求者以外の関係者への聞き取り内容は、本件いじめ事案の実態把握と今後の指導を遂行するために、学校が関係者等から聞き取った内容である。開示されないことを前提に聞き取りに応じているので、これが開示されるとなると、今後同様な事案において、関係者が発言を差し控えて心情把握が困難になり、適切ないじめの実態把握及び生徒

への指導に支障を来すおそれがあるため、本号柱書に該当し非開示とした。

また、個人情報2及び個人情報4のうち、対応した職員等の所感及び見解は、 生徒や保護者とのやり取りに応じた職員等の感想や本件いじめ事案に対する問題 意識が分かる内容になっている。これを開示すると、生徒や保護者と職員等との 間に認識の相違が生じた場合、信頼関係が損なわれる可能性があり、的確な情報 収集やそれに基づく適切な指導が行われにくくなるなど、今後の学校生活支援に 支障を及ぼすおそれがあるため、本号柱書に該当し、非開示とした。

## 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 実施機関が非開示とした当該文書の内容は、いじめの実態調査、真相究明のため 必要な情報であり、非開示とすべき理由はなく、実施機関は条例の適用・解釈を誤 っていると考える。

# (2) 個人情報1について

長期間にわたり、いじめの被害にあった子どもの親として、集団でいじめをしていた部員達が、どのようにいじめについて考えて、反省しているかを書いた作文を、読みたいと考えるのは当然だと思う。

いじめが発覚した後に、特定中学校で、部員が書いた作文を読みたいと伝えれば、 何度でも読ませてくれていた。

また、自宅で読みたいので手元に欲しいと伝えたら、学校は、「他の保護者が納得しないから、個人情報の取り扱いに関する同意書にサインをしてください。サインしないと、作文を読ませません。」と、複数の先生が私に対して説得を続けた。同意書のコピーがあるが、条件付きで、コピーを持って帰っても良いという内容だった。結局、同意書にはサインをしなかった。私は、学校の対応が、極めて理不尽だと考えている。

教育委員会や校長先生は、「個人間の作文のやり取りであれば、学校で保管が可能ですので、今回の場合は、保管をします」と述べながら一方で、「作文は各家庭に返却する予定です」と述べていた。加害者の親に確認したが、作文は返却をしていない。作文は、学校が保管している。教育委員会や校長の説明が二転三転しており、私に対して虚偽の説明をしていたことに納得がいかない。

#### (3) 個人情報2から個人情報5までについて

黒塗りが多く、何が記載してあるか、全く不明。実際に、どのようないじめが行われていたのか、また、学校が、いじめに対して、どういう対応をして、どのような調査を行っていたのかが全く不明。真相を知りたいので、非開示部分の開示を強く求める。

加害者のプライバシーと、いじめから子どもを守りたい被害者の親の思いのどちらが優先するか、もう一度よく考えていただきたい。

(4) 「作文に関して」は、学校側が作文を書かせている事を教員Aから聞いたことによって知り、「見られるようなら見たい」と伝えた所、5回は作文を見させてもらっている。手元に置いて、特定人数分、書いた子の全ての作文がほしいと改めて伝えた所、校長から「同意書を書かないと他の保護者が納得しない」と言われ、校長の他に6名も職員が居た。圧力をかけたいのかもしれないが、納得できない、不信感は高まる一方だ。

教育委員会が入ってくれる事になり作文に関して、「作文は個人情報、個人間のやり取りなら可能」と職員Bが言ったため、教育委員会が認めたことなので、一安心した数日後に、「学校の管理下の物。保護者同士もだめ、9月16日付けで上から注意された。」とのことで、抗議したが、職員Bから「決定事項です」と言われた。学校と話がつかないため、教育委員会も入ってもらったのに、教育委員会も、話が二転三転しているので、正直すごく迷惑だ。誰なら話が二転三転しないのか分からない。

校外で会ったら、危害を加えるとの発言も、知った職員の報告の遅さ。

翌日の朝に伝えられても、もう息子は学校に行ってしまった後。職員の名を明かせないと校長が言うので、様々な面に対して、不信感が募る一方。

個人情報だから開示できない。心情を把握するための文章、開示することにより、 学校の適正な学校生活支援に影響を及ぼすからなどと、弁明書には記載されている。 息子は、長期間にわたり、集団でいじめを受けた被害者である。

いじめの被害者、親として、今回深刻な被害にあったことにより、今後も完全に 息子が学校に安心して通えるようになる事は不可能である。

私と息子の権利と、弁明書に書いてある内容のどちらが優先するかは、明らかで あると考えている。

#### 5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例(令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。)が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) いじめ対応に係る事務について

横浜市では、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)に基づき、横浜市いじめ防止基本方針を平成25年12月に策定し、いじめ防止等の取組を進めている。

また、いじめの重大事態が発生した場合には、横浜市立学校は直ちに実施機関に 報告し、事実関係を明確にするための調査及び再発防止に向けた取組を行っている。

- (3) 本件保有個人情報について
  - ア 本件保有個人情報は、本件いじめ事案の関係生徒である特定中学校のバスケットボール部員(以下「関係部員」という。)に書かせた作文、特定中学校と関係者とのやり取りの記録及び関係者からの聞き取り内容の記録であって、次のとおり個人情報1から個人情報5までである。
    - (ア) 個人情報1は、特定中学校のバスケットボール部顧問が本件いじめ事案に関して、部員の心情を把握するために書かせた作文であり、書いた生徒の氏名や被害者に対する思い等が記録されている。
    - (イ) 個人情報 2 は、本件いじめ事案について、特定中学校の校長や教員が関係者とやり取りした内容を整理するために作成した記録であり、会話の内容、対応の内容等が日時とともに具体的に記録されている。
    - (ウ) 個人情報 3 は、本件いじめ事案について、特定中学校又は東部学校教育事務 所が被害生徒、加害生徒及びその他の関係生徒に聞き取りを行い、その内容を 表形式にまとめたものであり、生徒の学年及び氏名、被害者が受けた具体的な 行為、その行為を受けた時期、それに対する加害者の認否、目撃者の有無等が 記録されている。
    - (エ) 個人情報 4 は、本件いじめ事案について、特定中学校の校長及び教員が関係者とやり取りした内容を記録したものであり、会話の内容、対応の内容等が日時とともに記録されている。
    - (オ) 個人情報5は、令和元年10月末時点で特定中学校が認知し、対応しているいじめ案件について、特定中学校がいじめ防止対策推進法第23条第2項に規定するいじめ案件の報告のため実施機関に提出したいじめ認知報告書のうち、審査

請求人本人に関わる部分である。そして、認知日、学年、性別、概要、対応状況等、解消状況、欠席日数、態様等の欄で構成されており、本件いじめ事案を認知した日以降の経過が記録されている。

イ 実施機関は、個人情報1の全部を旧条例第22条第3号及び第7号に該当するとして、個人情報2、個人情報4及び個人情報5のうち別表1の「実施機関が非開示とした部分」欄に記載の非開示情報1から非開示情報13までを同条第3号に該当するとして、個人情報2から個人情報4までのうち別表2の「実施機関が非開示とした部分」欄に記載の非開示情報14から非開示情報27までを同条第3号及び第7号に該当するとして、個人情報2及び個人情報4のうち別表3の「実施機関が非開示とした部分」欄に記載の非開示情報28を同条第7号に該当するとして、非開示としている。

#### (4) 旧条例第22条第3号の該当性について

ア 旧条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)・・・又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

もっとも、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 当審査会は、個人情報1から個人情報5までを見分した上で、本号の該当性に ついて、以下検討する。

#### ウ 個人情報1について

個人情報1は、関係部員が自筆で書いた作文であり、書いた者の氏名と本件い

じめ事案に対する思いが記されていた。実施機関の説明によると、当該作文はバスケットボール部の顧問が関係部員の心情を把握し、指導に役立てるために本件いじめ事案に対する率直な思いを書かせたものであり、被害生徒に読ませるために書かせたものではないとのことであった。

当審査会は、以上を踏まえ、次のとおり判断する。

個人情報1は、関係部員の自筆による作文であり、審査請求人に係る記載はあるものの、これらは関係部員が個人の思いを述べたものであることから、作文全体が関係部員の個人情報といえる。したがって、個人情報1は、その全体が、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるから本号本文に該当する。

そして、実施機関の説明及び記載内容を踏まえると、個人情報1は、指導に携わる教員以外の者に開示することを予定したものではないと認められることから、慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえず、本号ただし書アに該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

なお、審査請求人は、「作文を読みたいと伝えたら何度も読ませてくれていた」 等と主張している。実施機関によれば、審査請求人の母親に閲覧させた事実があったとのことではあるが、本人開示請求があった場合の開示、非開示の判断は、 その都度条例に基づき行うべきものである。

## エ 個人情報2から個人情報5までについて

- (7) 非開示情報1は審査請求人以外の生徒の家族の氏名、非開示情報2及び非開示情報24は審査請求人以外の生徒の氏名、非開示情報17は審査請求人以外の生徒又はその保護者の言動に係る情報、非開示情報25は聞き取り対象の生徒の認否及び聞き取り内容に係る情報である。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
- (イ) 非開示情報 3 は特定中学校の教員及び非常勤職員の氏名、非開示情報 4 はスクールソーシャルワーカーの氏である。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

そして、非開示情報3のうち別表4に示す部分の教員は常勤であり、氏名は 横浜市職員録に掲載されていることから、慣行として本人開示請求者が知るこ とができる情報であると認められ、本号ただし書アに該当する。他方、非常勤 職員の氏名及び非開示情報4については横浜市職員録に掲載されておらず、慣 行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情 報とはいえず、本号ただし書アに該当しない。また、本号ただし書イ及びウに も該当しない。

- (ウ) 非開示情報 5 は、神奈川県特定警察署(以下「特定警察署」という。)の職員の氏である。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。また、神奈川県警察の職員の氏名についてはその職位に応じて公表する慣行があるところ、当該職員はこれに該当しないことから、本号ただし書アに該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。
- (エ) 非開示情報 6 及び非開示情報 7 は、審査請求人以外の生徒及びその家族に係る情報である。非開示情報 6 には当該生徒の出身校、生年月日、年齢、住所及び電話番号が、非開示情報 7 には当該家族の年齢及び電話番号が記録されていた。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
- (オ) 非開示情報 8 は、審査請求人の親族と推測できる情報である。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。しかし、既に開示されている前後の記載を踏まえると、慣行として本人開示請求者が知ることができる情報であると認められ、本号ただし書アに該当する。
- (カ) 非開示情報 9 は審査請求人以外の生徒の保護者と推測できる情報、非開示情報11は審査請求人以外の生徒と推測できる情報である。これらの情報は、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
- (キ) 非開示情報10は、特定警察署の部署名及び電話番号であるから、本人開示請求者以外の個人に関する情報とはいえず、本号本文に該当しない。

- (ク) 非開示情報12及び非開示情報23は、審査請求人本人に係る情報であって、本 人開示請求者以外の個人に関する情報には該当しないことから、本号本文に該 当しない。
- (ケ) 非開示情報13及び非開示情報27は、審査請求人以外の個人と推測できる情報である。非開示情報13のうち別表4に示す部分は、特定の個人を識別することができるものとは認められず、本号本文に該当しない。非開示情報13のうち別表4に示す部分を除く部分及び非開示情報27は、氏名等の特定の個人を識別することができる情報は記録されていないが、開示されている他の情報と照合することで、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
- (2) 非開示情報14は、審査請求人の親族の言動に係る情報である。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

そして、非開示情報14のうち別表4に示す部分は、審査請求人の母親の行動に関する情報であって、これらは慣行として本人開示請求者が知ることができる情報であると認められることから本号ただし書アに該当する。他方、その余の部分は、審査請求人が不在の場での言動であり、慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえず、本号ただし書アに該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

- (サ) 非開示情報15は特定警察署と特定中学校のやり取りの内容に係る情報、非開示情報16は特定中学校の校長又は教員の言動に係る情報、非開示情報19及び非開示情報20は特定中学校の校長又は教員の所見、判断及び対応に係る情報である。これらの情報は、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文に該当するが、公務員の職務の遂行の内容に係る情報といえるから、本号ただし書ウに該当する。
- (シ) 非開示情報18は、特定中学校の方針に係る情報であるから、本人開示請求者 以外の個人に関する情報とはいえず、本号本文に該当しない。
- (ス) 非開示情報21及び非開示情報22は、東部学校教育事務所の職員の発言内容、 所見及び判断に係る情報である。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人 に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することがで きる情報であるため、本号本文に該当するが、公務員の職務の遂行の内容に係

る情報といえるから、本号ただし書ウに該当する。

- (t) 非開示情報26は、東部学校教育事務所が聞き取りを行ったことが分かる情報 であるから、本人開示請求者以外の個人に関する情報とはいえず、本号本文に 該当しない。
- (5) 旧条例第22条第7号の該当性について
  - ア 旧条例第22条第7号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができることを規定している。
  - イ 当審査会は、個人情報1から個人情報4までを見分した上で、本号の該当性に ついて、以下検討する。

なお、実施機関が本号柱書に該当するとして非開示とした個人情報1並びに個人情報2から個人情報4までのうち非開示情報14(別表4に示す部分以外)、非開示情報17、非開示情報24、非開示情報25及び非開示情報27は、上記(4)のとおり、同条第3号に該当するため開示しないことができる情報であることから、改めて本号の該当性を判断するまでもない。

- (ア) 非開示情報14のうち別表4に示す部分には審査請求人の母親の行動が記録されていた。これらの情報は、通常行われうる行為に関する情報であって、開示したとしても、審査請求人との信頼関係が損なわれ、今後の学校生活支援に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、本号柱書に該当しない。
- (イ) 非開示情報15は、特定警察署と特定中学校のやり取りの内容に係る情報である。このうち別表4に示す部分は特定警察署の部署名や通常行われるやり取りに関する情報であって、開示したとしても、今後特定警察署が非協力的になるとは考え難く、本号柱書に該当しない。他方、その余の部分に記録されている支援の方向性に関する情報は、開示されると、審査請求人及び審査請求人の親族(以下「審査請求人等」という。)と特定中学校の考えに相違があった場合に、審査請求人等との関係性が損なわれ、今後の学校生活支援に支障を及ぼすおそれが否定できず、本号柱書に該当する。
- (ウ) 非開示情報16は、特定中学校の校長又は教員の言動に係る情報である。この うち別表4に示す部分は審査請求人の母親と校長の会話のうち校長の発言に係 る情報であって、会話の受け答えとして一般的なものであり、開示したとして

- も、審査請求人等との信頼関係が損なわれるとは認められず本号柱書に該当しない。他方、その余の部分は、校長又は教員の発言が必ずしも審査請求人に伝えられているとは限らず、審査請求人と特定中学校の考えに相違があった場合に、審査請求人との関係性が損なわれるおそれは否定できず、本号柱書に該当する。
- (エ) 非開示情報18、非開示情報19及び非開示情報28は、特定中学校の方針、所見及び判断に係る情報である。非開示情報28のうち別表4に示す部分は、東部学校教育事務所の職員に対する校長の印象であって、これらの情報を開示したとしても、関係者との信頼関係が損なわれるとは認められず本号柱書に該当しない。他方、非開示情報18の審査請求人等への支援方針及び審査請求人以外の生徒及びその保護者(以下「審査請求人以外の生徒等」という。)への対応方針に係る情報、非開示情報19の審査請求人等及び審査請求人以外の生徒等とのやり取りで受けた印象等に係る情報並びに非開示情報28のうち別表4に示す部分を除く部分の審査請求人以外の生徒等に対する指導方針に係る情報は、審査請求人等と特定中学校の考えに相違があった場合に、審査請求人等との関係性が損なわれるおそれは否定できず、本号柱書に該当する。
- (オ) 非開示情報20は、特定中学校の対応に係る情報である。このうち別表4に示す部分は、校長や教員の審査請求人等への対応のうち単なる事実に係る情報であって、これらを開示したとしても、関係者との信頼関係が損なわれるとは認められず本号柱書に該当しない。他方、その余の部分は、審査請求人以外の生徒等への対応等に係る情報であり、審査請求人等との考えに相違があった場合に、審査請求人等との関係性が損なわれるだけでなく、審査請求人以外の生徒等との関係性が損なわれるおそれも考えられ、本号柱書に該当する。
- (カ) 非開示情報21は、東部学校教育事務所の職員の発言の一部である。これらの情報は、開示したとしても関係者との関係性が損なわれるとは認められず、本号柱書に該当しない。
- (キ) 非開示情報22は、東部学校教育事務所の所見及び判断に係る情報であり、審査請求人の母親との面談や特定中学校とのやり取りを踏まえた東部学校教育事務所の所見及び判断が記録されていた。これらの情報は、開示されると、審査請求人等と東部学校教育事務所の考えに相違があった場合に、審査請求人等との関係性が損なわれるおそれは否定できず、本号柱書に該当する。

- (ク) 非開示情報23は、審査請求人本人に係る情報であり、審査請求人が学校を欠席した理由が記録されていた。これらの情報は、審査請求人が当然に把握している事実であり、開示したとしても今後の学校生活支援に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、本号柱書に該当しない。
- (ケ) 非開示情報26は、東部学校教育事務所が本件いじめ事案の関係者に聞き取りを行ったことがわかる情報である。これらの情報は、単に聞き取りを行った事実を記録したものにすぎず、開示したとしても関係者との関係性が損なわれるとは認められず、本号柱書に該当しない。
- (6) 審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

#### (7) 結論

以上のとおり、実施機関が、個人情報1を旧条例第22条第3号及び第7号に該当するとして非開示とした決定は妥当である。また、個人情報2から個人情報5までを同条第3号及び第7号に該当するとして一部開示とした決定のうち、別表4に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

# (第一部会)

委員 松村雅生、委員 齋藤宙也

別表1 実施機関が旧条例第22条第3号に該当するとして非開示とした部分

保有個人情報	実施機関が非開示とした部分	
個人情報 2	審査請求人以外の生徒の家族の氏名	非開示情報1
個人情報 2 個人情報 4	審査請求人以外の生徒の氏名	非開示情報 2
個人情報 2 個人情報 4	特定中学校の教員及び非常勤職員の氏名	非開示情報3
個人情報 2	スクールソーシャルワーカーの氏	非開示情報 4
個人情報 2	特定警察署の職員の氏	非開示情報 5
個人情報 2	審査請求人以外の生徒に係る情報	非開示情報 6
個人情報 2	審査請求人以外の生徒の家族に係る情報	非開示情報 7
個人情報 2 個人情報 4	審査請求人の親族と推測できる情報	非開示情報8
個人情報 2 個人情報 4	審査請求人以外の生徒の保護者と推測できる情報	非開示情報 9
個人情報 2	特定警察署に係る情報	非開示情報 10
個人情報4	審査請求人以外の生徒と推測できる情報	非開示情報 11
個人情報2	審査請求人本人に係る情報	非開示情報 12

個人情報4		
個人情報 2		
個人情報4	審査請求人以外の個人と推測できる情報	非開示情報 13
個人情報5		

# 別表 2 実施機関が旧条例第22条第3号及び第7号に該当するとして非開示とした部分

保有個人情報	実施機関が非開示とした部分	
個人情報 2 個人情報 4	審査請求人の親族の言動に係る情報	非開示情報 14
個人情報 2	特定警察署と特定中学校のやり取りの内容に係る情報	非開示情報 15
個人情報 2 個人情報 4	特定中学校の校長又は教員の言動に係る情報	非開示情報 16
個人情報 2 個人情報 4	審査請求人以外の生徒又はその保護者の言動に係る情報	非開示情報 17
個人情報 2 個人情報 4	特定中学校の方針に係る情報	非開示情報 18
個人情報 2 個人情報 3	特定中学校の所見及び判断に係る情報	非開示情報 19
個人情報 2 個人情報 4	特定中学校の対応に係る情報	非開示情報 20
個人情報 2	東部学校教育事務所の職員の発言内容に係る情報	非開示情報 21
個人情報 2	東部学校教育事務所の所見及び判断に係る情報	非開示情報 22
個人情報2	審査請求人本人に係る情報	非開示情報 23
個人情報3	聞き取りした生徒の氏名及び目撃した生徒の氏名	非開示情報 24
個人情報3	聞き取りした生徒の認否及び聞き取り内容に係る情報	非開示情報 25
個人情報3	東部学校教育事務所が聞き取りを行ったことがわかる 情報	非開示情報 26
個人情報3	審査請求人以外の個人と推測できる情報	非開示情報 27

# 別表3 実施機関が旧条例第22条第7号に該当するとして非開示とした部分

保有個人情報	実施機関が非開示とした部分	
個人情報 2	   特定中学校の所見及び判断に係る情報	非開示情報 28
個人情報4	付足中子仅の別兄及の刊例に係る情報	が用力が目報 20

# 別表4 非開示部分のうち開示すべき部分

非開示情報	個人情報	開示すべき部分	
非開示情報3	個人情報 2	25 頁 2 行目 12 文字目から 15 文字目まで及び 78 頁 12 行目 15 文字目から 20 文字目まで	
非開示情報8	個人情報 2	3頁6行目6文字目から8文字目まで、3頁8行目 2文字目から4文字目まで、3頁24行目7文字目から15文字目まで、3頁26行目5文字目から7文字目まで、4頁6行目18文字目から23文字目まで、4頁11行目6文字目から8文字目まで、4頁13行目2文字目から4文字目まで、4頁18行目5文字目	

から9文字目まで、4頁26行目6文字目から8文字 目まで、4頁28行目6文字目から8文字目まで、5 頁1行目10文字目から12文字目まで、5頁2行目 25 文字目から27 文字目まで、5 頁 4 行目 7 文字目か ら 9 文字目まで、 5 頁 10 行目 10 文字目から 12 文字 目まで、6頁8行目6文字目から12文字目まで、6 頁 18 行目 7 文字目から 13 文字目まで、6 頁 21 行目 2文字目から4文字目まで、11頁16行目9文字目か ら 14 文字目まで、11 頁 18 行目 25 文字目から 27 文 字目まで、11頁19行目7文字目及び8文字目まで、 12 頁 5 行目 9 文字目から 11 文字目まで、16 頁 5 行 目6文字目から8文字目まで、17頁27行目27文字 目から 29 文字目まで、17 頁 31 行目 12 文字目から 14 文字目まで、18 頁 5 行目 5 文字目から 7 文字目ま で、18頁10行目8文字目から10文字目まで、18頁 14 行目 6 文字目から 8 文字目まで、18 頁 28 行目 9 文字目から11文字目まで、18頁29行目9文字目か ら 11 文字目まで、18 頁 30 行目 9 文字目から 11 文字 目まで、19 頁1行目6文字目から8文字目まで、19 頁 25 行目 7 文字目から 14 文字目まで、19 頁 31 行目 15 文字目及び 16 文字目、19 頁 32 行目 20 文字目及 び 21 文字目、20 頁 5 行目 6 文字目から 13 文字目ま で、20頁 18行目 9 文字目から 11 文字目まで、20頁 21 行目 10 文字目から 12 文字目まで、21 頁 18 行目 7 文字目から 9 文字目まで、21 頁 21 行目 10 文字目 から12文字目まで、22頁1行目7文字目から9文字 目まで、22 頁6行目3文字目から5文字目まで、22 頁 9 行目 15 文字目から 18 文字目まで、22 頁 10 行目 8 文字目から 11 文字目まで、23 頁 18 行目 6 文字目 から8文字目まで、23頁20行目1文字目から3文字 目まで、23頁21行目6文字目から8文字目まで、23 頁 24 行目 8 文字目から 10 文字目まで、24 頁 9 行目 7文字目から9文字目まで、27頁2行目6文字目8 文字目まで、27 頁 28 行目6文字目から8文字目ま で、29頁6行目6文字目から8文字目まで、29頁13 行目6文字目から8文字目まで、30頁17行目6文字 目から8文字目まで、30頁26行目2文字目から4文 字目まで、31 頁1行目5文字目から7文字目まで、 31 頁 14 行目 6 文字目から 8 文字目まで、32 頁 3 行 目6文字目から8文字目まで、32頁8行目5文字目 から7文字目まで、34 頁6行目6文字目から8文字 目まで、34頁19行目6文字目から8文字目まで、37 頁 17 行目 2 文字目から 4 文字目まで、37 頁 20 行目 6 文字目から8 文字目まで、38 頁 33 行目8 文字目か ら 10 文字目まで、39 頁 16 行目 4 文字目から 6 文字 目まで、40 頁5行目2文字目から4文字目まで、42 頁2行目2文字目から4文字目まで、42頁16行目2 文字目から4文字目まで、42頁18行目10文字目及 び11文字目、42頁20行目2文字目及び3文字目、 42 頁 27 行目 24 文字目から 26 文字目まで、42 頁 28 行目2文字目から4文字目まで、44頁28行目6文字 目から8文字目まで、45 頁4行目6文字目から8文 字目まで、45頁16行目6文字目から8文字目まで、 45 頁 28 行目 6 文字目から 20 文字目まで、46 頁 1 行 目6文字目から8文字目まで、46頁3行目2文字目 から4文字目まで、46頁4行目12文字目から14文 字目まで、46 頁9行目2文字目から4文字目まで、 47 頁 2 行目 6 文字目から 9 文字目まで、47 頁 10 行 目6文字目から8文字目まで、50頁14行目6文字目 から 12 文字目まで、53 頁 27 行目 11 文字目から 14 文字目まで、55 頁7行目1文字目から3文字目ま で、55 頁 11 行目 1 文字目から 3 文字目まで、55 頁 12 行目 2 文字目から 4 文字目まで、57 頁 5 行目 1 文 字目から3文字目まで、57頁17行目33文字目及び 34 文字目並びに 18 行目 1 文字目、57 頁 26 行目 24 文字目、57頁28行目2文字目から4文字目まで、58 頁 3 行目 11 文字目から 16 文字目まで、59 頁 7 行目 8 文字目から 10 文字目まで、61 頁 16 行目 5 文字目 から7文字目まで、61頁29行目13文字目から15文 字目まで、62頁22行目6文字目から8文字目まで、 63 頁 1 行目 2 文字目から 4 文字目まで、63 頁 27 行 目5文字目から7文字目まで、63頁28行目6文字目 から8文字目まで、64頁20行目2文字目、65頁15 行目2文字目、65頁31行目5文字目から7文字目ま で、67 頁 7 行目 5 文字目、67 頁 10 行目 2 文字目、 67 頁 11 行目 2 文字目、67 頁 22 行目 5 文字目から 7 文字目まで、67 頁 25 行目 6 文字目から 11 文字目ま で、68頁5行目5文字目から7文字目まで、68頁18 行目 19 文字目、68 頁 20 行目 12 文字目、68 頁 22 行 目 11 文字目、69 頁 2 行目 6 文字目から 8 文字目ま で、71 頁 32 行目 8 文字目から 10 文字目まで、72 頁 6行目6文字目から8文字目まで、74頁24行目1文 字目から6文字目まで、75 頁 21 行目6文字目から 11 文字目まで、76 頁 18 行目 2 文字目から 4 文字目 まで、76 頁 21 行目 9 文字目から 11 文字目まで、77 頁 15 行目 2 文字目から 9 文字目まで、77 頁 17 行目 2 文字目から 9 文字目まで、77 頁 34 行目 2 文字目か ら9文字目まで、81頁26行目7文字目から10文字 目まで、81 頁 27 行目 12 文字目から 15 文字目まで、 82 頁1行目 16 文字目から 18 文字目まで、82 頁 21 行目 12 文字目から 14 文字目まで、82 頁 22 行目 2 文 字目から7文字目まで、82 頁 28 行目 12 文字目から

		14 文字目まで並びに 83 頁 24 行目 5 文字目から 7 文   字目まで
	個人情報 4	1頁3行目1文字目から4文字目まで、1頁4行目 10 文字目及び11 文字目、1頁5行目13 文字目及び 14 文字目、2頁2行目4文字目から6文字目まで、3頁1行目21 文字目及び22 文字目、3頁5行目9文字目及び10 文字目、3頁11行目5文字目から8文字目まで、3頁14行目36文字目及び37文字目、3頁19行目6文字目及び7文字目、3頁27行目24文字目及び25文字目、4頁3行目14文字目から17文字目まで、4頁6行目1文字目から4文字目まで、4頁10行目22文字目及び23文字目、4頁11行目25文字目及び26文字目、5頁3行目1文字目から3文字目まで、6頁2行目1文字目から3文字目まで、6頁2行目1文字目から3文字目まで、6頁2行目1文字目から3文字目まで、6頁2行目1文字目から3文字目まで、6頁2行目1文字目から18文字目まで、6頁41行目15文字目から18文字目まで、7頁1行目6文字目から9文字目まで、8頁17行目15文字目まで、9頁14行目2文字目から4文字目まで、9頁26行目2文字目から4文字目までが29頁28行目10文字目から12文字目まで並びに9頁28行目10文字目から12文字目まで並びに9頁28行目10文字目から12文字目まで
非開示情報 10	個人情報 2	44 頁 24 行目 6 文字目から 16 文字目まで、44 頁 25 行目 1 文字目から 8 文字目まで、44 頁 26 行目 6 文字目から 16 文字目まで、54 頁 27 行目 6 文字目から 13 文字目まで、54 頁 30 行目 6 文字目から 13 文字目まで、71 頁 31 行目 6 文字目から 8 文字目まで、71 頁 32 行目 13 文字目から 15 文字目まで、71 頁 34 行目 9 文字目から 12 文字目まで、76 頁 28 行目 6 文字目から 8 文字目まで並びに 78 頁 9 行目 17 文字目から 19 文字目まで
非開示情報 12	個人情報 2	34 頁 20 行目 7 文字目及び 8 文字目、52 頁 4 行目 19 文字目から 21 文字目まで、53 頁 15 行目 10 文字目から 13 文字目まで、54 頁 4 行目 4 文字目から 6 文字目まで、82 頁 4 行目 2 文字目から 7 文字目まで、82 頁 5 行目 6 文字目から 11 文字目まで、82 頁 7 行目 2 文字目から 4 文字目まで、85 頁 37 行目 6 文字目及び 7 文字目、86 頁 10 行目 9 文字目及び 10 文字目、86 頁 12 行目 13 文字目及び 14 文字目、86 頁 25 行目 21 文字目及び 22 文字目並びに 86 頁 27 行目 13 文字目及び 14 文字目 2 頁 3 行目 3 文字目から 5 文字目まで、7 頁 46 行目 2 页 5 目 2 1 文字目表で、7 頁 46 行目 2 1 文字目及び 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	個人情報4	6 文字目から 8 文字目まで並びに 9 頁 13 行目 1 文字 目から 3 文字目まで
非開示情報 13	個人情報 2	21 頁1行目3文字目から8文字目まで及び86頁37

	行目 31 文字目から 33 文字目まで
個人情報4	4頁20行目2文字目から7文字目まで
	令和元年7月1日が認知日になっている案件の「対
個人情報 5	応状況等」列の2段目1行目 12 文字目から 15 文字
	目まで
個人情報 2	16 頁 1 行目 6 文字目から 13 文字目まで並びに 81 頁
	27 行目 21 文字目及び 22 文字目
	4頁22行目12文字目から21文字目まで、54頁24
	行目5文字目から17文字目まで、72頁1行目2文字
個人情報 2	目から文末まで、76頁29行目6文字目から文末まで
	並びに81頁9行目5文字目から7文字目まで及び17
	文字目から 24 文字目まで
	5頁21行目27文字目から文末まで及び22行目1文
個人情報 2	字目から文末まで、5頁24行目3文字目から文末ま
	で並びに 5 頁 28 行目 5 文字目から 10 文字目まで
	1頁 15 行目 29 文字目から 34 文字目まで、1頁 17
個人情報4	行目2文字目から文末まで、1頁21行目2文字目か
	ら9文字目まで、5頁1行目1文字目から文末ま
	で、7頁1行目 31 文字目から文末まで及び8頁 26
	行目2文字目から文末まで
個人情報 2	18頁15行目8文字目から15文字目まで及び21頁8
	行目3文字目から文末まで
個人情報4	4頁 26 行目 2 文字目から文末まで
個人情報 2	44 頁 5 行目 2 文字目から文末まで
個人情報 2	75 頁 25 行目 19 文字目から 22 文字目まで
個人情報3	7頁の表の1行目の1列目
個人情報 2	18 頁 26 行目 14 文字目から 16 文字目まで
個人棲却 4	3頁16行目41文字目並びに17行目1文字目及び2
凹ノヽ 月 形 仕	文字目
	個人情報 5 個人情報 2 個人情報 2 個人情報 4 個人情報 2 個人情報 2 個人情報 2 個人情報 2 個人情報 2 個人情報 3

# (注意)

文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数える。句読点及び記号は、それぞれ1文字と数える。罫線及び空白は行、文字数に数えない。

# 《参考》

審査会の経過

年 月 日	審査の経過
令和2年6月29日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和2年8月20日 (第260回第三部会) 令和2年8月25日 (第340回第一部会) 令和2年8月26日 (第382回第二部会)	・諮問の報告
令和2年9月3日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和2年9月18日	・審査請求人から意見書を受理
令 和 4 年 1 0 月 2 5 日 (第 3 6 6 回 第 一 部 会)	• 審議
令 和 4 年 1 1 月 2 2 日 (第 3 6 7 回 第 一 部 会)	• 審議
令和4年12月20日 (第368回第一部会)	• 審議
令 和 5 年 1 月 2 4 日 (第 3 6 9 回 第 一 部 会)	<ul><li>審議</li></ul>
令 和 5 年 2 月 2 1 日 (第 3 7 0 回 第 一 部 会)	• 審議
令 和 5 年 3 月 2 0 日 (第 3 7 1 回 第 一 部 会)	• 審議